

京都市告示第266号

土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、平成21年11月20日付け京都市告示第326号及び平成22年4月28日付け京都市告示第88号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除します。

平成22年10月28日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市右京区梅津中倉町11番1の一部及び梅津尻溝町8番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項の基準に適合して

いない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)